

○南会津町町産丸太搬出促進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第20号

改正 令和4年7月1日告示第47号

改正 令和5年3月29日告示第27号

(目的)

第1条 町内の森林の適切な管理経営及び町産木材に係る地場産業の振興等を目的として、町内の森林から生産された針葉樹丸太及び広葉樹丸太の運搬に要する経費に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内の森林 南会津町森林整備計画に定める私有林をいう。ただし、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター及び公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社の分収契約造林地を除く。
- (2) 針葉樹丸太 杉又は唐松の樹種で造材され、建築用材として利用される丸太をいう。
- (3) 広葉樹丸太 広葉樹で造材され、建築用材その他木製品の材料として利用される丸太をいう。
- (4) 間伐材 間伐により発生する針葉樹のうち杉、赤松又は唐松の樹種で造材された丸太をいう。
- (5) 丸太等 第2号から前号までに規定する丸太をいう。
- (6) 町内木材業者 町内に事業所を置き丸太等を加工して製品化を行う製材所、工務店等の事業者をいう。

(補助対象者及び交付要件)

第3条 南会津町町産丸太搬出促進事業（以下「丸太搬出事業」という。）の補助金は、町内の森林から生産された丸太等を運搬する者で、次の各号のいずれにも該当する者に交付する。

- (1) 個人事業者の場合は、南会津町内に住民登録をし、かつ、町税の滞納がない者であること。
- (2) 法人の場合は、南会津町を主たる事業所の所在地として法人登記をし、かつ、町税の滞納がない者であること。
- (3) 運搬する丸太等は、伐採に要する届出等の手続きを経たものであること。
- (4) 丸太等の運搬先は、町内木材業者であること。

(5) 既に丸太搬出事業の補助金の交付決定を受けた丸太等の運搬でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 建築用材として加工する針葉樹丸太及び広葉樹丸太の運搬の場合は、1 m³当たり2,000円とする。

(2) 間伐材の運搬の場合は、1 m³当たり2,000円とする。

2 運搬した丸太等を重量により計測する場合は、1 tを1.3m³に換算する。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）

は、南会津町町産丸太搬出促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人事業者の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書（いずれも発行日から3か月以内のもの）

(2) 申請者情報（様式第2号）

(3) 運搬計画書（様式第3号）

(4) 森林所有者と申請者が異なる場合は、丸太等の売買契約書等の写し

(5) 伐採に要する手続きを経たことがわかる書類（適合通知の写し等）

(6) 計画箇所の森林簿及び森林計画図

(7) 森林経営計画に基づく伐採による丸太等の運搬の場合は、対象となる森林経営計画の写し及び作業計画がわかる書類

(8) 申請者の納税証明書（個人事業者の場合は町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税が、法人の場合は法人町民税、町県民税、軽自動車税及び固定資産税がそれぞれ記載されているもの）

2 同一年度において、2回目以降の申請をする場合は、前項第1号及び第2号に規定する書類の添付を省略するものとする。ただし、記載内容に変更がある場合はこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは南会津町町産丸太搬出促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに南会津町町産丸太搬出促進事業補助金変更申請書（様式第5号）に変更後の運搬計画書（様式第6

号)を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる変更の場合は変更後の運搬計画書の添付を省略するものとする。

- (1) 補助金の額を30パーセント以上減額するとき。
- (2) 運搬期間を延長するとき。ただし、補助金額の増額を伴わない期間の延長は、最長14日間とする。

2 町長は、前項の申請があったときはこれを審査し、その他必要な調査を実施した上でその適否を決定し、適当と認めるときは南会津町町産丸太搬出促進事業補助金変更決定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

3 変更後の補助金の額が30パーセント未満の減額である場合は、実績報告により補助金の額を報告し、確定通知をもって補助金の額を確定するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、丸太等の運搬期間が終了した日から14日以内に、南会津町町産丸太搬出促進事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 運搬実績書(様式第9号)
- (2) 運搬先が丸太等を受領したことが分かる書類等
- (3) 搬出する場所での丸太等の積み込み完了時及び運搬先での丸太等の積み下ろし完了時の写真
- (4) 間伐材の場合は、間伐材であることが分かる書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告に係る関係書類等を審査及び確認の上、補助金の額を確定し、南会津町町産丸太搬出促進事業補助金確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略できるものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助対象者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、南会津町町産丸太搬出促進事業補助金交付請求書(様式第11号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前項に掲げるもののほか、町長が補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

(検査等に対する協力)

第12条 補助対象者は、この要綱による補助金の交付等に関し、町長が必要と認める検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(会計帳簿の整理等)

第13条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を掲載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第47号)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第27号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。